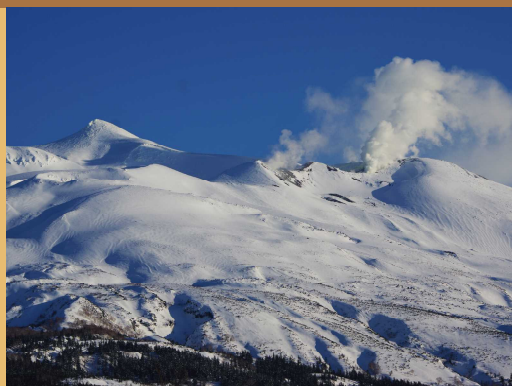


# 十勝岳の噴火警戒レベル

— 火山災害から身を守るために —

## 噴火警報等で発表する 噴火警戒レベル

- 噴火警戒レベルとは、噴火時などに危険な範囲や必要な防災対応を、レベル1から5の5段階に区分したものです。
- 各レベルには、火山の周辺住民、観光客、登山者等のとるべき防災行動が一目で分かるキーワードを設定しています(レベル5は「避難」、レベル4は「高齢者等避難」、レベル3は「入山規制」、レベル2は「火口周辺規制」、レベル1は「活火山であることに留意」)。
- 十勝岳の噴火警戒レベルは、噴火警報等でお伝えします。



### 十勝岳 噴火警戒レベルに対応した規制範囲



- この図は62-2火口<sup>※</sup>周辺で噴火した場合の噴火警戒レベル2(火口周辺規制)及び3(入山規制)の規制範囲を示しています。
- レベル2は、活動状況に応じて規制範囲が変わります。
- 居住地域まで影響が及ぶ場合はレベル4(高齢者等避難)・5(避難)となります。
- 特定地域の十勝岳温泉、吹上温泉はレベル3(入山規制)で防災対応が必要です。

※1962年に噴火した火口で、現在も活発な噴気活動が続いている火口です。

### 登山道の規制範囲

- レベル3：火口から概ね3km以内
- レベル2：火口から概ね1.5km以内(グラウンド火口周辺)
- レベル2：火口から概ね1km以内(避難小屋から上部、その他山頂へ通じる登山道)

- : 居住地域
- ◐ : 特定地域<sup>※</sup>
- ⊗ : 62-2火口(想定火口)
- : 主な道路
- : 主な登山道
- - - : 市町村境界

※※特定地域：居住地域よりも想定火口に近いうちに位置する温泉等の施設が含まれる地域をさし、居住地域より早期に避難等の対応が必要になる場合があります。

この図は地元自治体と調整して作成したものです。各レベルにおける具体的な規制範囲等については地域防災計画等で定められていますので、地元自治体にお問い合わせください。

この地図は「地理院タイル」を使用して作成しています。



本冊子は、植物油インクを使用しています。



問い合わせ先

- 札幌管区気象台 TEL:011-611-2421 地域火山監視・警報センター <https://www.data.jma.go.jp/sapporo/>
- 旭川地方気象台 TEL:0166-32-7102 <https://www.data.jma.go.jp/asahikawa/>
- 釧路地方気象台 TEL:0154-31-5146 <https://www.data.jma.go.jp/kushiro/>



# 十勝岳の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報(居住地域)又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●居住地域に達する火砕流・火砕サージや融雪型火山泥流が発生。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>過去事例                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>1926年5月24日16時17分過ぎ：噴火により中央火口丘が崩壊し大規模な融雪型火山泥流発生、あるいは山体崩壊に前駆して発生した12時11分の噴火に伴う融雪型火山泥流</li> <li>約3,300年前：噴火に伴う火砕流・火砕サージ</li> </ul> </li> <li>●噴煙が火口縁上10,000mを超え、居住地域に達する火砕流・火砕サージや融雪型火山泥流の発生が切迫している。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>過去事例                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>1962年6月30日02時45分：噴火により噴煙の高さが12,000mに達する</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li></ul>
			4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●居住地域に達する火砕流・火砕サージや融雪型火山泥流が発生する可能性が高まる。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>過去事例                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>1988年12月16日～1989年3月5日：小規模な噴火が繰り返し発生</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
警報	噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活(今後の火山活動の推移に注意)。状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難の準備等。登山禁止や入山規制等危険な地域への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●火口から概ね3km以内に大きな噴石が飛散する噴火が発生。あるいは熱活動の高まりがみられている中で、振幅の大きな火山性地震が増加する等、火口から概ね3km以内に大きな噴石が飛散する噴火が予想される。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>過去事例                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>1988年10月～12月：体を感じる規模の地震増加</li> <li>1962年5月以降：体を感じる規模の地震増加</li> <li>1926年5月：噴火の10日前から体を感じる規模の地震発生</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
		火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活(今後の火山活動の推移に注意)。火口周辺への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●火口から概ね1.5km以内に大きな噴石が飛散する噴火が発生。あるいは熱活動の高まりがみられている中で、火口直下で火山性地震が増加する等、火口から概ね1.5km以内に大きな噴石が飛散する噴火が予想される。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>過去事例                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>1985年6月19日：62-1火口でごく小規模な噴火</li> <li>1983年2月、5月：微小な地震が増加</li> <li>1954年：大正火口の噴気活動活発化、溶融硫黄流出、昭和火口で噴火</li> <li>1952年8月17日：昭和火口で噴火</li> <li>1925年12月：中央火口丘の火口内の新たな火口(大噴)で噴火</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	住民は通常の生活(状況に応じて火山活動に関する情報収集、避難手順の確認、防災訓練への参加等)。状況に応じて火口内及び近傍への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●火山活動は静穏。状況により想定火口内及び近傍に影響する程度の火山灰の噴出等の可能性あり。</li> </ul>

注) 「大きな噴石」とは、概ね20～30cm以上の、風の影響をほとんど受けずに弾道を描いて飛散するものをいう。

この噴火警戒レベルは、地元自治体等と調整の上で作成したものです。各レベルにおける具体的な規制範囲等については、地域防災計画等で定められていますので、地元自治体にお問い合わせください。